

# 山口県報

平成 29 年  
11月24日  
(金曜日)

## 目次

○告示	特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を しななければならない区域の指定(環境政策課).....
保安林の指定(森林整備課).....	.....
○公告	准看護師試験の実施(医療政策課).....
公共測量の実施の終了(監理課).....	.....



## 山口県告示第四百十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十九年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域  
宇部市大字西沖の山字西沖一六の五、一六の二二及び七四八九の一六並びに山陽小野田市大字小野田字長沢二宮開作七四八九の一六
- 二 特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第四項第九

号から第十一号までの規定への該当

土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

## 山口県告示第四百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十九年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林の所在場所  
宇部市大字小野田古屋敷四三七一
- 二 指定の目的  
水源の涵養
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、宇部市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
      - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
  - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び宇部市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

### 一 保安林の所在場所

山口市阿東徳佐中字蔵掛一五八から一六〇まで、一六六の一、一六六の二、一六八から一七一まで、字清ノ木一七四、一七五、一七六の一、字上ノ山一七八の一、一七九の一、一七九の二、一八〇から一八六まで、一八七の一、一八八の一、一八九の一、一九二の一、一九五の一、一九六の一、一九七、一九八、字森ノ上一三四三の一から一三四三の九まで  
萩市大字吉部下字まと場八一の一、八一の一、八一の二、字内山八三六、八三七、八三九、八四二、八四五の五、八五〇

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
山口市阿東徳佐中字蔵掛一六六の二・一六八から一七〇まで・字清ノ木一七  
四・一七五・一七六の一・字上ノ山一七八の一・一九五の一・一九七・一九八  
(以上一一筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市  
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水  
産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(三〇五) 准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。)第十八  
条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施します。

平成二十九年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

平成三十年二月九日(金曜日)午後一時から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地  
山口県セミナーパーク

三 受験資格

法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

四 受験願書の受付期間

平成三十年一月四日(木曜日)から同月十二日(金曜日)まで(郵送の場合は、一  
月十二日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)  
山口県健康福祉部医療政策課

六 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 受験資格証明書

(三) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影し  
た無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記  
入すること。)

七 受験手数料

六千九百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入  
証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成三十年三月九日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口  
県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部医療政策課において行うので、試験の得  
点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその  
旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部医療政策課にすること。

(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部医療政策課(電話〇八三―九三  
三―二九二八)にすること。

(三〇六) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条  
第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり  
公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十九年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

- 二 公共測量（基準点測量及び水準測量）  
作業の地域  
下関市豊田町及び長門市俵山
  - 三 作業の期間  
平成二十九年六月二十六日から同年十月三十一日まで
-

平成二十九年十一月二十四日發行

發行人所

山口縣知事